

独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程

〔平成 23 年 4 月 28 日
規 程 第 26 号〕

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「法」という。）第18条第1項による学術研究助成基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 法第18条第1項に基づき、国から交付される学術研究助成基金補助金により、独立行政法人日本学術振興会に基金を設置する。

(基金の業務)

第3条 基金は、法第19条にいう学術研究助成業務に要する費用に充てるものとする。

(基金の運用)

第4条 基金は、法第18条第3項に定める方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月28日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに
先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項

平成 21 年 11 月 27 日
 (理 事 長 裁 定)
 改正 平成 22 年 6 月 30 日
 改正 平成 23 年 4 月 28 日
 改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程（平成23年規程第26号）第5条、独立行政法人日本学術振興会先端研究助成基金設置規程（平成21年規程第26号）第5条、独立行政法人日本学術振興会研究者海外派遣基金設置規程（平成21年規程第27号）第5条に基づく学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第2条 基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
 - (2) 運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
 - (3) 収益性の向上に努めること。
- 2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(運用方法)

第3条 基金の運用に当たっては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。）第18条第3項及び附則第2条の2第3項に規定する方法により行うものとする。

- 2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な運用を行うことができるものとする。
- 3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第4条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期

債務の評価がA以上である金融機関とする。

- 3 引合いに際しては、金融機関に対して運用しようとする額、運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体（以下「運用先金融機関等」という。）が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

- 2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(運用責任者等)

第8条 運用責任者は、理事長とする。

- 2 運用業務は審議役又は研究事業部参事が行うものとし、この業務に係る事務は基金管理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、独立行政法人日本学術振興会会計規程（平成15年規程第6号。以下「会計規程」という。）第6条に規定する出納役の命令に基づき、会計規程第7条に規定する出納主任が行う。

- 2 基金管理課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(運用先の監視・情報収集)

第10条 出納主任及び基金管理課長は、次の各号により、運用先金融機関等の経営状況の監視等を行うものとする。

- (1) 運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うものとする。
(2) 運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の運用において事故が発生した場合は、審議役又は研究事業部参事は直ちに理事長及び出納役に報告しなければならない。

(運用実績の報告)

第12条 審議役又は研究事業部参事は、運用実績を定期的に、また必要に応じ、理事長及び基金管理委員会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する

参照条文

○独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）

（学術研究助成基金）

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

（国会への報告等）

第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

